

ラクマ権利者保護プログラム利用規約 (全プログラム利用者向け)

第1条 (目的)

ラクマ権利者保護プログラム（以下「本プログラム」といいます）は、ラクマ権利者保護プログラム利用規約（以下「本利用規約」といいます）に基づき、楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます）が運営するインターネットフリーマーケットサービス「ラクマ」（以下「ラクマ」といいます）における、権利侵害品および権利侵害行為（以下まとめて「権利侵害」といいます）を、次条以降において定める本プログラム利用対象者（以下まとめて「本プログラム利用者」といいます）と当社が共同して排除するためのプログラムです。

本プログラムは、「登録型プログラム」という、一部権利者向けの各種申告時のお手続きを簡略化するためのプログラムと、「申告型プログラム」という、すべての権利者向けの各種申告のためのプログラムの2種類から成っており、「本プログラム」はそれらの総称となります。

本プログラム利用者は、本プログラムにおける登録型プログラムへの申込または申告型プログラムへの申立をもって、本利用規約に同意したものとみなされます。

第2条 (登録型プログラム)

本プログラム内の「登録型プログラム」は以下に従って設置するものとします。

- ① 概要：権利者が事前に「登録型プログラム協定規約」に同意し、必要情報を当社に提出し、当社からの登録認定をうけることで、権利者は申告型プログラム利用時の提出情報の簡略化および対応の迅速化が可能となります。また、権利者は当該登録を行うことで、当社と権利侵害に関する情報共有、協議、新たな対策についての検討を継続的に行うことに同意するものとし、ラクマにおいて健全な取引が維持されることを目指すものとします。
- ② 対象者：登録型プログラムへの登録対象者は、原則法人の事業者および信頼性確認団体のみとなります。なお、権利者から委任を受けた代理人や権利者団体は対象外となります。必ず権利者ご本人が登録のお手続きをしてください。
- ③ 登録方法：
 - (ア) プログラムへの登録を希望する法人の事業者または信頼性確認団体（以下まとめて「申込者」といいます）は、「登録型プログラム協定規約」にご同意のうえ、捺印と所定項目への記入を完了させた登録申込書、登記事項証明書1通（発行から3ヶ月以内のもの）、登録申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書1通（発行から3ヶ月以内のもの）を、当社が別途定める方法により、当社に提出してください。
 - (イ) 当社は、(ア)に従って申込者より提出された登録申込内容を審査し、その結

果を申込者に通知します。なお、当社が登録を認め、登録者となった場合でも、個別の本プログラム利用条件を付する場合がありますので予めご了承ください。

(ウ)申込者は、当社による審査結果に対して、異議を述べることはできず、また、当社は審査結果に関する説明の義務を負わないものとします。

(エ)本プログラムへの登録認定の効力は、(イ)に定める審査結果の通知時において、登録認定の旨および「ラクマ権利者 ID」を通知した時点で発生するものとします。なお、登録者は、本プログラムへの登録済権利者として、登録者の名称が、外部に公開・公表される可能性があることに同意するものとします。

第3条（申告型プログラム）

1. 本プログラム内の「申告型プログラム」は以下に従って設置するものとします。

- ① 概要：権利者がラクマにおいて自身の権利にかかる権利侵害を発見した場合、権利者は本プログラムより当社所定の情報を提出することで、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」といいます）第3条第2項第2号に規定する送信防止措置を講ずることの申し出（以下「削除請求」といいます）および同法第5条の発信者情報の開示の請求（以下「発信者情報開示請求」といいます）を行うことができます。
- ② 対象者：申告型プログラムの利用対象者は、法人・個人を問わないすべての権利者様となります。また、権利者からの委任関係が証明できる代理人または信頼性確認団体も対象となります。なお、プロバイダ責任制限法に基づく請求以外（警察を含む行政機関、弁護士会照会その他の法令に基づく請求）は、こちらのフォームの利用対象外となります。所定の当社窓口へお問い合わせください。
- ③ 申告対象となる事象：以下の内、判例などにより法的評価がすでに確立し、侵害事実が明確に証明できるものが申告の対象となります。なお、次条に規定する適用除外要件も事前にご確認ください。

【著作権等（著作権および著作隣接権をいい、以下同様とします。）侵害、商標権侵害、意匠権侵害、特許権侵害、実用新案権侵害、パブリシティ権侵害、肖像権侵害、育成者権侵害、所有権の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害】

- ④ 申告方法：本項第2号に定める対象者の内、権利侵害の申立を希望する者（以下「申立者」といいます）は当社に対して、以下の手順で削除請求または発信者情報開示請求を申立てることができます。

(ア)権利侵害の申立は、当社が定める専用のウェブフォームから、以下情報を提出いただくことで申立が可能です。詳細はウェブフォーム上の記載例をご参照ください。（最低でも、必須項目は全て埋めて頂く必要があります）

※なお、登録型プログラムで登録認定を受け権利者 ID を持つ権利者とそうで

ない方によって、お申立方法が異なります。ウェブフォーム内の申立カテゴリ
選択時にご留意ください。

【削除請求】

- a. ラクマ権利者 ID の有無
- b. 事務連絡用の担当者情報
- c. 本人性確認情報（登録型プログラムで登録認定済みの権利者は提出不要です）
- d. 権利者本人以外が申立を行う場合は申立者自身の情報
- e. 以下の請求内容詳細
 - ※なお、複数権利または複数侵害品に関する削除請求（以下「複数申立」といいます）の際には、申告型プログラムの冒頭にある「商品の削除申立用フォーマット」をダウンロードし、そちらに必要事項を記入してください。入力したデータは、「侵害行為特定のための資料添付」にファイルを含めてください。
 - ・申立理由の概要と詳細（複数申立時は「その他」を選択）
 - ・権利者が保有する権利の詳細と保有の証明（複数申立時は「複数」を選択）
 - ・権利侵害品または権利侵害行為特定のための情報（ラクマ上の URL など。複数申立時は「複数」と記載）
 - ・権利者の申立てについて当社から発信者に対する意見照会の際に添付する資料（申立理由の概要）
- f. 各種必要資料

【発信者情報開示請求】

- a. ラクマ権利者 ID の有無
- b. 事務連絡用の担当者情報
- c. 本人性確認情報（登録型プログラムで登録認定済みの権利者は提出不要です）
- d. 権利者本人以外が申立を行う場合は申立者自身の情報
- e. 以下の請求内容詳細
 - ・ 申立理由の概要
 - ・ 権利者が保有する権利の詳細と保有の証明（名誉毀損、プライバシーの侵害の場合は不要です）
 - ・ 申立者が侵害されたとする権利の詳細および権利の侵害の明白性
 - ・ 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由
 - ・ 開示を請求する発信者情報（複数選択可能）
 - ・ 権利侵害品または権利侵害行為特定のための情報（ラクマ上の URL など。複数申立時は「複数」と記載）
 - ・ 権利者の申立てについて当社から発信者に対する意見照会の際に添付する資料（申立理由の概要）
- f. 各種必要資料

(イ) いずれの申立時も、商標権侵害に基づく申立の場合は、申立理由の備考欄または複数申立用のフォーマット内に、以下を必ずご記載ください。

- a. 商標登録番号
- b. 侵害されていると主張する指定商品・指定役務

(ウ) いずれの申立時も、著作権侵害に基づく申立の場合は、以下を必ずご提示してください。

- a. 登録番号
- b. 登録がない場合、著作権の内容を示すものを「保有する権利の証明資料添付」にて必ず添付してください。（例：自社サイトであることが客観的に分かるウェブページに掲載されている商品画像と、その出典元）なお、証明資料については、当該著作権が申立者に帰属することが客観的にわかる必要があります。

(エ) 資料を提出頂く場合は、項目ごとに Zip ファイル化してまとめて添付してください。

- ⑤ 申立者は、申立時点において、申立内容が正確かつ有効であることを表明し保証す

るものとします。

- ⑥ 申立者は、各申立内容を申立者の手元に保存しておくものとします。
- 2. 当社は、申立者から申告型プログラムを通して各種申立を受けた後、当社所定の審査を行い、対応の可否について判断をいたします。（以下、当社の判断に基づく当社の行為を「当社所定の対応」といいます。）なお、当社所定の審査の際には、裁判所、捜査機関、その他行政機関等から請けている要請等を含む、様々な条件を勘案して総合的に判断されるものとし、および申立者は、そのことにあらかじめ同意するものとします。
- 3. 当社は、当社の裁量により、当社所定の審査および当社所定の対応を決定・実施し、申立者はそれらの詳細を指図できないものとします。
- 4. 当社は申立者に対して、申立に対する当社所定の対応について、個別に通知を行う義務を負わないものとします。
- 5. 当社所定の対応が申立者の希望に沿わなかった場合であっても、当社は、判断理由等を申立者に開示する義務を負わないものとします。
- 6. 前4項に関連して、申立者は、当社所定の対応に対して異議を述べないことおよび訴権を行使しないことを確認します。

第4条（適用除外）

次に掲げる場合については、申告型プログラムにおける申立の対象外とします。

- ① 申立元が権利を保有することが明確でない場合
- ② 申立元の本人性の確認ができず、権利者本人であることが明確でない場合
- ③ 申立者と権利者の委任関係が認められない場合
- ④ 信頼性確認団体等を除き、法令に基づく申立の権利を有していない、権利者本人以外の者からの申立の場合
- ⑤ 著作権（譲渡権）が消尽している場合（貸与品と称されるものであっても実質的に譲渡されていると当社が判断したものを含みます）
- ⑥ 出品者が商品譲渡等の申出のために、著作物である当該商品の画像を、紹介用画像としてラクマ上に掲載を行っており、当該掲載が著作権法47条の2が定める範囲内での複製である場合
- ⑦ 前号に限らず、商品の特定や説明等のために、著作物がラクマ上で適法に引用されている場合
- ⑧ 著作権等の成立または帰属が明確でない場合
- ⑨ 肖像権侵害の場合、申立者が当該権利を行使できる主体であることが明らかでない場合
- ⑩ 裁判で著作権等が争われている場合
- ⑪ 顧客誘引力が不分明である等、パブリシティ権の成立が明確でない場合
- ⑫ 一つの権利に対して権利者が複数いる場合で、「申立を受けた商品・行為が、申立

者以外の権利者の持分権に基づく商品・行為でない事実」が確認できない場合

- ⑬ 申立にかかる登録商標の使用態様が、商標的使用に該当すると認められない場合
- ⑭ その他法令等の規定により権利が侵害されていないと当社が判断した場合

第5条（同意事項）

本プログラム利用者は、以下に定める事項につき予め同意の上、本プログラムを利用するものとします。

- ① 権利侵害を防止していくためには、ラクマに限らないすべての取引の場・情報発信の場での多面的な対策と対応が不可欠になります。権利者自らラクマ利用者を含む第三者に対する啓発活動および侵害者の特定、損害賠償の請求、刑事告訴等の措置を進めていくことが必須であることを認識し、当該措置のために最善の努力を払うようにしてください。
- ② ラクマは、あくまでも商品取引の場と商品取引に必要なシステムを提供するサービスであり、当社はラクマ上の出品物に対する法的な監視義務および出品物や掲載事項そのものに対する責任を負わないことをご理解ください。
- ③ 当社は権利侵害について本プログラムが指定する方法による登録者の申告の内容に基づき判断を行うものであり、当社が積極的に権利侵害についての調査義務を負うものではないことを理解し、当社に対してこれらの理解に反するような行為の要望、要求、請求等を行わないことをご理解ください。
- ④ 権利者は、権利を適正に行使するものとし、社会的に公正かつ妥当と認められる態様の使用に対して、不当または威圧的な権利行使を行わないことを保証します。
- ⑤ 当社は、申告型プログラムにおいて申立者より提出された権利侵害に関する情報を、ラクマのパトロールに利活用させて頂く可能性があります。あくまでも守秘義務の範囲内での自社利用となりますので、ご理解ください。
- ⑥ 申立時にご提出いただいた情報は、プロバイダ責任制限法に則って、発信者への照会時に発信者に通知させていただく場合がございます。照会時に通知不可となる情報は、予め申立内容に含めない、または申立時にその旨を添えるようにしてください。

第6条（出品者への対応）

当社が第3条第2項に定める当社所定の対応を行った結果、当社がラクマ利用者等の第三者から当該対応に関して何らかの請求（損害賠償請求または差止請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問いません）を受けた場合、本プログラム利用者は、当該請求の対応に必要な資料を提出するなど、当社と協力して解決にあたるものとします。

第7条（守秘義務）

本プログラム利用者は、本プログラムの利用に関連して当社より個別に開示された情報について守秘し、第三者に対して開示してはならないものとします。ただし、本プログラム利用者が権利者団体である場合、団体加盟者に対して、団体加盟者に本プログラム利用者と同等の守秘義務を遵守させ、かつ、団体加盟者の行為について当社に対して一切の責任を負うことを条件として、当該情報を開示することができるものとします。

第8条（個人情報の取扱い）

当社は、本プログラム利用者から取得する個人情報を、「ラクマ」プライバシーポリシー (<https://fril.jp/info/privacy>) に従い、適切に取扱います。

第9条（譲渡禁止）

本プログラム利用者は、本プログラムの利用にかかる権利義務を第三者に譲渡、貸与してはなりません。

第10条（免責）

1. 本プログラム利用者による、本プログラムに関連する当社への提出事項、または表明保証事項に起因して、ラクマ利用者と当社または本プログラム利用者との間で紛争が生じた場合（削除請求に関する削除理由の問合せ、第5条第6号に定める発信者への照会時に発生する紛争等を含みますが、これに限りません。）、本プログラム利用者は自らの責任と費用において対処するものとし、当社には迷惑をかけないものとします。当社が本プログラム利用者に代わって対処した場合には、対処に要した費用（賠償金等が発生した場合は、それらの補填、紛争解決に要した弁護士費用、人件費および逸失利益を含みます）を負担することとします。
2. 天災地変、戦争、テロ、暴動、法令・規則の制定改廃、政府機関の介入または命令、伝染病、停電、通信回線やコンピュータ等の障害・システムメンテナンス等による中断・遅滞・中止・データの消失、データの不正アクセス、輸送機関の事故、労働争議、設備の事故等の不可抗力等により、本プログラムの一部または全部が停止する場合に、本プログラム利用者には生じた損害について一切責任を負いません。
3. 当社は、当社のウェブページ・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピュータウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証しません。
4. 当社は、ラクマ利用者に対し、適法な範囲で本プログラム利用者から提出された情報の提供等を行うことがあります。当該情報を利用される行為について、責任を負うものではありません。
5. 本プログラム利用者が本利用規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
6. 本プログラム利用者が本プログラムを利用するに当たり、本プログラム利用者が使用

するネットワーク、コンピュータ、ソフトウェア等の利用環境は、本プログラム利用者ご自身の負担で用意、整備していただく必要があります。

7. 当社は、本プログラム利用者による本プログラムの利用に関連して、本プログラム利用者に対する責任を負う場合には、当社の故意または重大な過失による場合を除き本プログラム利用者に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償します。なお、特別な事情から生じた損害（損害の発生を予見し、または、予見し得た場合を含みます。）については、責任を負わないものとします。

第 11 条（停止・終了）

当社は、本プログラム利用者に事前に通知することなく、いつでも特定の本プログラム利用者、または全てのお客様に対して、本プログラムまたは本プログラム付帯サービスの提供を停止・終了することができるものとします。当社は、本プログラムの停止・終了によって本プログラム利用者に生じた損害または不利益に対して一切責任を負いません。

第 12 条（準拠法・管轄裁判所）

本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本利用規約等に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 13 条（本利用規約の改定）

当社は、本プログラム利用者に事前に通知することなく、いつでも本利用規約等を改定することができるものとし、当社が改定後の本利用規約を当社所定のウェブサイトへ掲載したとき（当社が改定後の本利用規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じます。その後に本プログラム利用者が本サービスを利用した場合、本プログラム利用者が改定後の本利用規約に同意したものとみなします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

本プログラム利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいいます。以下同様とします）であることまたは反社会的勢力と関与したことが判明した場合、当社は、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または登録型プログラムにおける登録を抹消することができるものとします。

第 15 条（協議事項）

本利用規約に定めのない事項、または本利用規約の定めに疑義が生じた場合については、

お互いに誠意をもって協議を行うものとします。

以上

2020 年 8 月 27 日制定

2021 年 4 月 1 日改定